

医療局医師奨学資金「産婦人科特別枠」の創設について

【趣旨】

周産期医療に従事する医師不足に対応するため、令和2年度の貸付者から医療局医師奨学資金の中に「産婦人科特別枠」(定員2名)を新たに設けようとするもの。

○ 医療局医師奨学資金・産婦人科特別枠(案)の概要

将来、岩手県立病院の医師として分娩を取り扱う産科医療を含む産婦人科の業務に従事しようとする強い意思を持つ者(国公立大学医学部入学者及び東北医科薬科大学医学部修学資金B方式の入学者を除く。)に対し、下表のとおり、医療局医師奨学金(産婦人科特別枠)を設け、令和2年度から貸付しようとするもの。

| 区 分 | 産婦人科特別枠 | 一般枠 |
|------------------|--|--|
| 入試制度 | 制限なし | 制限なし |
| 出願資格(卒業年、出身地、評定) | 制限なし | 制限なし |
| 定 員 | 2名 | 8名 |
| 貸付額 | 40万円/月 計 2,880万円 | 国立20万円/月 私立30万円/月 計 国立1,440万円 計 私立2,160万円 |
| 義務履行期間 | 6年。 ただし、産婦人科の業務に従事しなかった場合は8年間。 ※貸与期間に応じた減算あり | 6年 ※貸与期間に応じた減算あり |
| 義務履行先 | 医療局長が指定する県立病院等(地域周産期母子医療センター等) | 医療局長が指定する県立病院等(県立病院等、市町村立病院、療育センター、リハビリテーションセンター) |